

令和 8 年 2 月 4 日

大雪により被災された皆さまへ

この度の令和 8 年 1 月 21 日からの大雪により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

つきましては、災害救助法が適用された被災者の皆さまには、状況に応じ以下の対応をいたしますので、ご遠慮なく各店舗窓口にてお申し出ください。

被災者の皆さまへの対応

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、ご預金を払戻します。
2. お届の印鑑を紛失した場合は、押印等にて対応致します。
3. ご事情を確認のうえ、定期預金などの期限前払戻し（中途解約）ならびに定期預金を担保とする貸付も対応致します。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるように努めます。
5. 災害時における手形・小切手および電子記録債権の取引停止処分等についても、ご事情を考慮のうえ、対応します。
6. 汚れた紙幣や損傷した貨幣の交換についてのご相談に応じます。
7. 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案して、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応致します。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に係る相談に応じます。
10. 罹災証明が必要なお取引であっても、他の手段により被災状況を確認するなど、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応致します。
11. 休日営業または平常時間外の営業についても、状況を勘案しながら検討致します。

以上

